監査法人のガバナンス・コード	当法人の取組み・対応状況
原則1	
監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針1-1	
監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人は、プロフェッショナルとしての社会的責任を自覚し、会計監査などの業務を通じて社会正義と信頼を守り、企業と社会の健全な発展に貢献することを経営理念としております。  当法人は、「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、社員の代表で構成する経営機関である経営会議が監査業務の品質を重視する風土を醸成するとともに、品質管理担当責任者が品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、包括代表(包括パートナー)が当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うこととしております。監査業務の全ての局面において、監査業務の質が優先されることを当法人の運営方針としております。
指針1-2	
監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示す 	当監査法人は経営理念及び行動指針を制定し、朝会やグルー
指針1-3	
監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	法人の各構成員の人事考課においては、職業的懐疑心を含む 監査業務の品質を最優先することとしており、定期的な評価 結果を経営会議で検討し、昇進及び報酬に反映させておりま す。
指針1-4	
監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、 経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風 土を醸成すべきである。	法人内の研修会(原則年3回)、定期的に行う監査チームの ミーティングでの議論、監査チームの編成、グループウェア を利用した情報の共有等により、開放的な組織文化・風土を 醸成しております。

## 指針1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を 当法人は設立当初は非監査業務を中心に業務を行ってきまし 含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきであ たが、現在の業務内容は監査業務が中心となっております。 る。 今までの経験から、非監査業務を通じて得られる幅広い知識 や経験は監査業務においても有用であると認識しており、今 後も監査業務に支障のない範囲で非監査業務を受嘱する方針 原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全 体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメ ント)機能を発揮すべきである。 指針2-1 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組 社員の代表で構成する経営機関である経営会議を原則毎月開 織的な運営が行われるようにすべきである。 催し、法人の運営に係る重要事項を協議・決定するととも に、全社員で構成する社員会を定期的に開催し、経営会議の 内容を報告・協議しております。 指針2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な 運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営に おける経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ば ▼・「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理に関する方針 し得るような重要な事項について、監査法人としての適正な 及び手続を定め、また、「社員総会規程」及び「経営会議規 判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用 程」を制定し、業務管理体制を整備しております。当法人の した主体的な関与 社員は全員常勤であり、日常の監査業務等に加え、品質管理 担当、研修担当、IT担当、IPO(新規上場)担当等の担当業務 に主体的な関与を行っております。 ・監査契約の新規締結及び更新に当たって、監査上のリスク ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、 経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との の把握、マクロ的な観点を含む関与先の財務分析、経営幹 間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 部、監査役、経理部長等の誠実性の評価を行った上で、経営 会議で受嘱の決定を行っております。 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を ・法人内の研修会に加え、日本公認会計士協会、会計教育研 保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等 修機構等が主催する研修会への参加を全構成員に推奨すると に係る体制の整備 ともに、参加費用の全部又は一部を法人で負担し、能力開発 の機会を積極的に提供しております。また、監査現場での適 切な役割分担を考慮した監査チームの編成、監査チームの経 験を積んだ社員又は職員による指導(OJT)、実施した監査 業務の品質や職業倫理(独立性を含む)の遵守状況の評価等 により、当法人の構成員の職業的専門家としての能力の保 持・発揮が促される体制を整備しております。 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展 ・法人内にITの有効利用を含めた監査業務効率化プロジェク することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効 トチームを組織し、継続的に検討・整備を行うとともに、法 活用の検討・整備 人内の研修等により監査現場への浸透を図っております。

#### 指針2-3

監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な 運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成 員を選任すべきである。

経営会議を構成する社員の選任については、実務経験、協調性、積極性、多様性等を勘案して社員総会で選任しております。また、社員の加入については、専門能力、誠実性・公平性、責任感、法人内及びクライアントとのコミュニケーション能力、法人への貢献度(協調性や業務への取組姿勢等)などについて経営会議で協議し、社員総会で決定しております。

#### 原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の 実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮 を支援する機能を確保すべきである。

#### 指針3-1

監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価 し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。

#### 指針3-2

監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす 観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評 価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知 見を活用すべきである。

#### 指針3-3

監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を 有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待 されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきであ る。

- ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への 関与
- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況 や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

#### 指針3-4

監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ 適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が 行われる環境を整備すべきである。 当法人は社員、職員含め20名程度(非常勤除く)の中小規模の監査法人であることから、監督・評価機関は設けておりません。当法人では全社員が常勤であり、かつ無限連帯責任を負うことから、社員の相互監視体制により当法人の経営機関である経営会議の経営機能の実効性に関する監視が確保されていると考えております。

## 原則4

監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を 整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人 内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に 向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

#### 指針4-1

監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適 時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで 浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。ま た、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換 や議論を積極的に行うべきである。

当法人の全社員は常勤であり、監査業務を行う全ての社員が 現場に往査し、現場からの必要な情報等を適時に共有すると ともに、当法人の品質管理の方針や経営会議・社員会での決 定事項等を現場に浸透させる体制を整えております。また、 法人内の研修会、定期的に行う監査チームのミーティング、 グループウェアの利用により監査の品質及び効率の向上に向 けた意見交換や議論を行っております。

#### 指針4-2

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家とし ての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育 成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべ きである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正 に発揮したかが十分に評価されるべきである。

当法人では「監査の品質管理規程」を制定し、人材育成、人 事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用しておりま

詳しくは指針1-3及び指針2-2をご参照下さい。

#### 指針4-3

監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- 揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた 法人の構成員の配置が行われること
- ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会 社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や 経験を獲得する機会が与えられること
- ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、 適正に評価し、計画的に活用すること
- ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発 ▼・当法人の社員は幅広い知見や経験に基づき、品質管理担 当、研修担当、IT担当、IPO(新規上場)担当等当法人の規模 に見合ったバランスのとれた配置を行っております。
  - ・当法人では事業会社等への出向、コンサルティング等の非 監査業務を行っている社員及び職員が現在複数名おり、会計 監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられ ております。
  - ・当法人の全社員は常勤であり、監査業務を行う全ての社員 が現場に往査し、職員と監査業務の多くの時間を共有するこ とにより、適正な評価及び計画的な活用を行っております。

#### 指針4-4

査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある 意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社 との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

監査法人は、被監査会社のCEO・CFO 等の経営陣幹部及び監 ┃監査計画におけるリスク評価、監査計画の説明及び監査(及 び四半期レビュー)結果の報告等のため、四半期ごと等定期 的にクライアントの経営幹部及び監査役等と率直な意見交換 を行っております。また、四半期レビュー、内部統制監査 (内部統制評価)、期末監査等の往査の機会を通じて、クラ イアントの経理部長、内部監査室長等と監査上のリスクや会 計上の論点等について十分にコミュニケーションを行ってお ります。

IKALA E	
指針4-5	
監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を	当法人の「監査の品質管理規程」において、当法人内外から
整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活	当法人に寄せられた情報に対処するための方針及び手続を定
用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸	めており、寄せられた情報を適切に活用しております。通報
念することがないよう留意すべきである。	者が不利益を被ることのないよう通報者の個人情報に関しま
	しては、守秘義務を順守し、厳重に管理を行っております。
原則5	
監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参	
加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべき	
である。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに	
対する内外の評価を活用すべきである。	
指針5-1	
監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者	当法人は「透明性報告書」等は作成しておりませんが、本原
等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品	則の適用の状況や会計監査の品質の向上に向けた取組みにつ
質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、	いては、当法人のウエブサイトで公表しております。また、
例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明す	日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録情報に、「品
べきである。	質管理システム概要書」及び「業務及び財産の状況に関する
	説明書類」を掲載しております。
指針5-2	
監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。	
・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の	
	<u>指針1-1</u> をご参照下さい。
勢	
・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践す	<u>指針1-2</u> をご参照下さい。
るための考え方や行動の指針	<u>1日型11-7</u> をこ参照(そり。
・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の	指針1-5をご参照下さい。
位置づけについての考え方	<u>祖利 1-7</u> をこ参照 1. ろい。
・経営機関の構成や役割	<u>指針2-1</u> ~ <u>指針2-3</u> をご参照下さい。
┃ ┃・監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に	
選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献	<u>指針3-1</u> ~ <u>指針3-4</u> をご参照下さい。
歴日で41/に独立日で行りる第二名の選仕柱田、仅刮及の貝獣	
・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向	<b>北ムに 4.4 デキロフェン</b>
上に向けた取組みの実効性の評価	<u>指針5-4</u> をご参照下さい。

### 指針5-3

監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどにつ いて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との 積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価 機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活 用すべきである。

監査契約の締結、監査計画の説明及び監査(及び四半期レ ビュー)結果の報告等に際して、当法人の品質管理の整備状 況及び品質管理の向上に向けた取組をクライアントの経営幹 部及び監査役等に説明し、率直な意見交換を行っておりま す。また、株主、その他の資本市場の参加者等へは、指針5-1 に記載のとおり、当法人のウエブサイト等で公表しておりま す。

### 指針5-4

監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた 取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び 手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されている ことを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視 を行っております。品質管理のシステムの監視は、日常的な 監視及び監査業務の定期的な検証を含んでおり、その結果を 品質管理担当責任者が定期的に経営会議及び業務執行社員に 報告しております。

# 指針5-5

監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益 な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的 指針5-3をご参照下さい。 な運営の改善に向け活用すべきである。